三　第二種特別地域に次の区域を追加する。
北海道川上郡弟子屈町内国有林根釧西部森林管理署四二〇九林班、四二一〇林班、四二一三林班及び四二一四林班の各一部
北海道川上郡弟子屈町内国有林根釧西部森林管理署四二八二林班及び四二八三林班の各一部
北海道川上郡弟子屈町跡佐登及びアトサヌプリ原野の各一部
四　第二種特別地域から次の区域を削除する。
北海道足寄郡足寄町内国有林十勝東部森林管理署五五林班の一部
五　第三種特別地域から次の区域を削除する。
北海道川上郡弟子屈町内国有林根釧西部森林管理署四二〇五林班から四二〇七林班までの各一部
北海道川上郡弟子屈町内国有林根釧西部森林管理署四二八二林班及び四二八三林班の各一部
北海道川上郡弟子屈町跡佐登及びアトサヌプリ原野の各一部
六　次の単独施設を削除する。

種類	位置
スキー場	北海道網走郡大空町（藻琴山北斜面）
園地	北海道斜里郡小清水町及び川上郡弟子屈町（小清水峠）
園地	北海道川上郡弟子屈町（川湯帽子山）
スキー場	北海道川上郡弟子屈町（川湯帽子山）

七　次の歩道を削除する。
北海道斜里郡清里町及び川上郡弟子屈町（裏摩周）から同道斜里郡清里町（国有林網走南部森林管理署一〇一七林班及び一〇二五林班・国立公園境界）まで
北海道網走郡大空町（東洋・国立公園境界）から同道斜里郡小清水町（第二展望台・歩道合流点）まで
北海道網走郡美幌町（藻琴山山頂・歩道分岐点）から同道川上郡弟子屈町（津別峠展望台・国立公園境界）まで
北海道川上郡弟子屈町（川湯集団施設地区）から同町（屈斜路サッテキナイ）まで
八　次の歩道を追加する。
北海道斜里郡小清水町（藻琴山八合目園地）及び網走郡大空町（東洋・国立公園境界）から同道網走郡美幌町及び川上郡弟子屈町（藻琴山山頂）まで並びに同道斜里郡小清水町（藻琴山東斜面野営場）から同町（藻琴山八合目園地）、同町（歩道合流点）及び同道網走郡大空町（銀嶺水）まで
北海道網走郡美幌町（美幌峠）から同町（藻琴山・歩道合流点）まで
北海道川上郡弟子屈町（川湯集団施設地区）から同町（碧石ヶ浜）まで
九　次の生態系維持回復事業を追加する。

名称	区域
阿寒生態系維持回復事業	阿寒国立公園全域
オンネトー湯の滝生態系維持回復事業	北海道足寄郡足寄町内国有林十勝東部森林管理署五五林班の一部

十　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、阿寒国立公園の特別保護地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十五年三月十二日
環境大臣　石原　伸晃
一　追加する区域
北海道足寄郡足寄町内国有林十勝東部森林管理署五五林班の一部
北海道川上郡弟子屈町内国有林根釧西部森林管理署四二八一林班の一部
北海道釧路市阿寒町阿寒湖の一部
二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、阿寒国立公園に関する生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
平成二十五年三月十二日
環境大臣　石原　伸晃
阿寒国立公園に関するオンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画
一　生態系維持回復事業の目標
本事業は、外来魚の防除等を行い、阿寒国立公園における外来魚の採食圧による影響の低減を図ることにより、阿寒国立公園における原生的な生態系を維持又は回復することを目標とする。
二　生態系維持回復事業を行う区域
北海道足寄郡足寄町内国有林十勝東部森林管理署五五林班の一部
三　生態系維持回復事業の内容
(一)　生態系の状況の把握及び監視
(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
(三)　生態系の維持又は回復に必要な普及啓発
(四)　前各号に掲げる事業に必要な調査等
四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し
(二)　生態系維持回復事業の実施体制

○東北地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十五年三月十二日
東北地方整備局長　徳山日出男
一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第六百六十一号横手都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道（横手処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十八年三月十七日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　昭和五十八年建設省告示第六百六十一号、平成元年建設省告示第二千五十八号、平成六年建設省告示第千四百七十号、平成八年建設省告示第千百八十九号、平成十四年東北地方整備局告示第四十三号、平成十八年東北地方整備局告示第六十三号、平成十八年東北地方整備局告示第九十五号及び平成二十一年東北地方整備局告示第六十三号の事業地のうち横手市百万刈字上根田及び横手市大雄字佐加里南、字佐加里、字田村野、字佐加里北、字佐加里西、字田村、字田村大堰東、字柏木東、字新町南、字新町東、字新町西、字新町、字新町西野添、字東高津野、字高津野、字高津野下、字牛中島を削り、横手市黒川字福柳地内において事業地を変更する。

○東北地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十五年三月十二日
東北地方整備局長　徳山日出男
一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第百七十七号大館都市計画及び比内都市計画下水道事業米代川流域下水道（大館処理区）
三　事業施行期間　自昭和六十二年二月六日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし